

## 令和6年第4回定例会(令和6年12月17日)

観光建設水道委員会委員長 (穴井 宏二 委員長)

去る12月6日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました「議第99号 令和6年度 別府市一般会計補正予算(第7号)」関係部分、ほか7件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

初めに、予算議案2件のうち、「議第99号 令和6年度 別府市一般会計補正予算(第7号)」関係部分についてであります。

観光課関係部分では、8月に発生した台風10号の影響により被害を受けた神楽女湖しょうぶ園を復旧するため、災害復旧工事費を計上しているとの説明がなされました。

委員から、具体的な工事箇所について質疑があり、当局から、園路や隆起したアスファルトの復旧工事を進めていこうとするものとの答弁がなされました。

次に、農林水産課関係部分では、同じく台風10号の影響により被害を受けた農地・農業用施設を復旧するため、災害復旧工事費等を補正計上しているとの説明がなされました。

このうち水路の復旧に係るスケジュールについて質疑がなされたのに対し、当局から、災害件数が多かったことや大規模な工事となることなどから、多くの時間を要することが想定されるため、来年の作付に間に合わない場合には、応急的に仮設パイプ等を設けて取水機能は確保したいとの答弁がなされました。

また、複数の委員から、被害を受けた方に対しては個別丁寧な説明を行うとともに、寄り添った支援をしていくよう意見がなされ、これに対して、当局より、災害に関わらず、別府の農業を支える農業者には、寄り添いながら支援をしていきたいとの説明がなされました。

次に、温泉課関係部分では、指定管理者の指定に伴う債務負担行為を計上する旨の説明がなされました。

次に、都市計画課関係部分では、楠銀天街の道路整備及び南部地区都市再生整備計画関連事業事後評価業務について繰越明許費を計上しているとの説明がなされました。

最後に、都市整備課関係部分では、台風10号の影響により被害を受けた公共土木施設を復旧するため、災害復旧工事費等を補正計上している等の説明がなされました。

続きまして、「議第101号 令和6年度 別府市競輪事業会計補正予算(第1号)」についてであります。

経営活動に伴う収益と費用を示す収益的収入及び支出における当年度純利益

は、車券発売金の増加等の関連経費を補正計上した結果、10億4,422万円を見込んでおり、利益余剰金の処分については、一般会計繰出金として3億3,000万円増の6億3,000万円を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

委員より、場間場外発売における減少の理由について質疑があり、当局から、来場者の減少に伴う紙車券の販売減少により減額計上しており、今後全国的にも減少傾向が続くことが想定される旨の答弁がなされました。

以上2件の予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、条例議案2件についてであります。

まず、「議第102号 別府市手数料条例の一部改正について」は、建築基準法の一部改正により条例が引用する条項に移動が生じたことに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がなされました。

次に、「議第104号 旧平尾邸の設置及び管理に関する条例の制定について」は、歴史的建築物である旧平尾邸を観光拠点及び地域拠点として保存・活用することにより、国内外から訪れる人々をもてなし、このまちの新しい観光の形を築くため、旧平尾邸の設置及び管理に関し必要な事項を定めることに伴い、条例を制定するものとの説明がなされました。

以上2件の条例議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、「議第128号」を除く、その他議案3件についてであります。

初めに、「議第110号」及び「議第111号」の指定管理者の指定については、温泉課所管の温泉施設について、指定管理を行わせる団体や選定経過等に関し、当局から詳細な説明がなされ、委員から、応募する事業者が限定され、競争原理が働いておらず、温泉施設の管理方法として指定管理者制度が適当なのか見直す時期に来ているのではないかとの意見がなされました。

これに対して当局より、全ての温泉施設の指定管理期間において同時期に次の更新のタイミングを迎えるようにしていることから、次回の指定管理者の選定については、十分に考慮していきたいとの答弁がなされました。

次に、「議第130号 市長専決処分について」は、台風10号の影響により被害を受けた農地・農業用施設、公共土木施設などの緊急工事等に伴う補正予算を専決処分したものであるとの説明がなされました。

以上、「議第128号」を除く、3件のその他議案の採決におきましては、いずれの議案も当局の説明を了とし全員異議なく原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

最後に、その他議案「議第128号 退職手当返納命令処分に対する審査請求に関する諮問について」、本件は、処分庁が行った退職手当返納命令処分について、地方自治法第206条第1項の規定に基づき、令和5年10月31日付けで元市職員か

ら審査請求があったことから、同条第2項「給与その他の給付に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない」に該当することから、議会に諮問しようとするものであり、当局より、これまでの経過や審査請求人並びに処分庁の両者の主張とそれに対する審理員の意見について詳細な説明がなされました。

委員から、審査請求人が行った行為は、重大な事件であり、今回の審査請求とは別に裁判においても係争中であるが、市民も注目している案件であることから、議会としても、公務の重要性を鑑み、市民の信頼が得られるよう、毅然とした判断をすべきであるとの意見がなされました。

その他るる質疑・意見等がなされましたが、採決の結果、全員異議なく本件審査請求は、棄却すべきとの意見とするものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。